

林野火災対策砂防だより

Vol.4 令和8年9月作成

前号では、「災害関連緊急砂防事業」がどこで行われているかパート1として「既設堰堤の土砂撤去」をする2箇所をお伝えしましたが、今回お知らせするのは、パート2として「**堰堤の新設**」を行う3箇所についてです。

「災関」どこでやっている？！〈パート2〉

○ 前号では既存堰堤の土砂除去と補強を実施する「石浜の沢堰堤」と「双元川堰堤」の概要についてお伝えしましたが、今回は**土石流の発生が懸念される箇所において新たに新設堰堤を建設する「合足の沢5-(1)」、「合足の沢5-(2)」、「坂本の沢」の3か所の概要をお伝えします。**

○ これらの堰堤は、灰が地表面に堆積することによって、浸透機能が低下し、土石流等が発生しやすくなっている箇所において被害の発生を未然に防ぐために建設します。

工事の目的

堰堤を新設することで

発生が懸念される土石流を食い止めます。

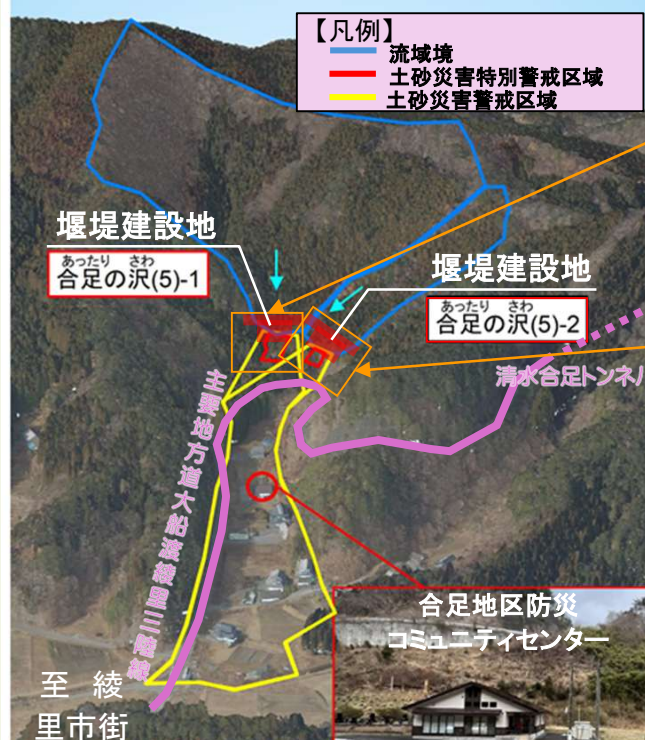
ポイント①

焼損木を捕捉し、下流側への流出を防止させます。

ポイント②

① 合足の沢(5)-1

② 合足の沢(5)-2



【保全対象】

- ・人家:5戸
- ・公共建物:合足地区防災コミュニティセンター
- ・県道:主要地方道大船渡綾里三陸線(拠点を結ぶ交通路)
- ・市道:(避難ルート、迂回路なし)



災関実施マップ(新設堰堤)

R8.6.2撮影



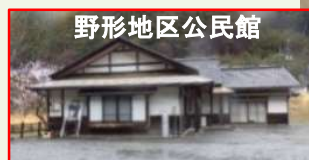
R8.6.2撮影



R8.6.2撮影



③ 坂本の沢



【保全対象】

- ・人家:3戸
- ・公共建物:野形郷土文化保存伝習施設(野形地区公民館)(地域防災計画に位置付けられた避難所)
- ・市道:(避難ルート、迂回路なし)(奥には綾里川ダムあり)

～おたよりに関するお問い合わせ先～
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
林野火災対策砂防チーム

【電話】0192-27-9934

【E-mail】BG0005@pref.iwate.jp

携帯・スマートフォン
からはこちら



【次回】

「災関事業どこまで進んでいる？！〈9月現在〉」
をお送りいたします。

